

法第11条の2第1項に基づいて申出する場合

住民基本台帳一覧表閲覧申出書

(個人又は法人による申出用)

柏市長宛

平成 年 月 日

申出者	氏名 (法人名及び代表者名)	(自署又は押印) 印	
	住所・電話番号 (所在地・電話)		
(※共同申出者がいる場合)	氏名 (法人名及び代表者名)	(自署又は押印) 印	
	住所・電話番号 (所在地・電話)		
閲覧事項の利用目的			
申出に係る住民の範囲			
閲覧事項 ☐ 住所 ☐ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別			
閲覧者	氏名		
	住所・電話番号		
閲覧事項取扱者の範囲 (※法人の場合)			
活動責任者		住所(又は役職名) 氏名	
閲覧事項の管理方法			
利用(※調査研究に する場合)	成果の取扱い		
	実施体制		
(※委託者がいる場合)		氏名 (法人名及び代表者名)	
		住所 (所在地)	

閲覧日	年 月	日	日	日	日
		☐ 午前 ☐ 午後	☐ 午前 ☐ 午後	☐ 午前 ☐ 午後	☐ 午前 ☐ 午後

添付書類	☐ 委託関係書類	☐ 誓約書	☐ 閲覧者確認	☐ 登記簿謄本	☐ 事業所概要
	☐ プライバシーマーク認定	☐ 調査・アンケート様式	☐ その他()		

審査決裁	課長		統括リーダー	担当リーダー	担当

<<記載例>>

(別紙3)

③法第11条の2第1項に基づいて申出する場合

住民基本台帳一覧表閲覧申出書

(個人又は法人による申出用)

柏市長様

申出者	氏名 (法人名及び代表者名)	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 博一			
	住所・電話番号 (所在地・電話)	東京都中央区日本橋本町2-7-1 (03) 6667-3426			
(※共同申出者がある場合)	氏名 (法人名及び代表者名)				
	住所・電話番号 (所在地・電話)				
閲覧事項の利用目的	「家計の金融行動に関する世論調査」の対象者抽出のため				
申出に係る住民の範囲	富里1丁目、中新宿1丁目 20歳以上の男女 44件				
閲覧事項	☒ 住所 ☒ 氏名 ☒ 生年月日 ☒ 性別				
閲覧者	氏名	[REDACTED]			
	住所・電話番号	[REDACTED] () [REDACTED]			
閲覧事項取扱者の範囲 (※法人の場合)	(株)日本リサーチセンター営業推進本部				
	活動責任者	住所(又は役職名) 氏名 [REDACTED]			
閲覧事項の管理方法	セキュリティ管理された保管室にて施錠管理。 平成30年12月31日裁断予定。				
利用(※調査研究に する場合)	成果の取扱い	平成30年12月までに、金融広報中央委員会ホームページ上にて公表予定。			
	実施体制	(株)日本リサーチセンター営業推進本部 担当者 2名			
(※委託者がある場合)	氏名 (法人名及び代表者名)	金融広報中央委員会(日本銀行情報サービス局内) 会長 吉國 眞一			
	住所 (所在地)	東京都中央区日本橋本石町2-1-1			
閲覧日	平成30年 4 月 19 日	☒ 午前 ☐ 午後	☐ 午前 ☐ 午後	☐ 午前 ☐ 午後	☐ 午前 ☐ 午後

添付書類	☐ 委託関係書類	☐ 誓約書	☐ 閲覧者確認	☐ 登記簿謄本	☐ 事業所概要
	☐ プライバシーマーク認定	☐ 調査・アンケート様式	☐ その他()		

課長	副課長	統括リーダー	担当リーダー	担当
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

有料で対応いたします。

鈴木

受付: H30.4.9
14時

誓 約 書

平成 年 月 日

柏市長あて

【誓約事項】

- 1 閲覧により知り得た情報について目的以外には利用しないこと。
- 2 閲覧により知り得た情報の管理は万全を期し、利用目的の達成後は速やかに適切な方法により処分すること。
- 3 対象者に対し、その基本的人権が不当に侵害されることのないよう十分配慮すること。
- 4 住民基本台帳一覧表を丁重に扱い、破損、汚損、加筆等をしないこと。
- 5 その他、関係法令を遵守すること。

申請者 住所又は所在地
氏名又は法人名

印

代表者名
電話番号

印

閲覧者 住所

氏名

印

住民基本台帳一覧表閲覧転記用紙

千葉県柏市

	住所	氏名	生年月日	性別
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

1. 閲覧により知り得た情報は、請求の目的以外には使用しないでください。
2. 閲覧対象者の記入は1行につき1名の記入としてください。
3. 支援対象者に係る部分については、除外しています。

No.

資料1-1(H)

柏市住民基本台帳一覧表の閲覧に関する取扱要領

制定 平成 3年11月30日

施行 平成 4年 1月 1日

1 趣旨

この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第11条及び第11条の2に規定する住民基本台帳の一部の写し（以下「住民基本台帳一覧表」という。）の閲覧に関する事務について住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号。以下「省令」という。）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号，自治振第150号等法務省民事局長，自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

2 閲覧の請求又は申出

- (1) 閲覧の予約は，閲覧希望日の属する月の前月の初日から受け付けるものとする。
- (2) 閲覧請求書又は申出書は，閲覧希望日の14日前までに提出を求めるものとする。ただし，市長が緊急性を認める場合はこの限りでない。

3 添付書類

申出者に対し，次の各号に掲げる書類等の提出を求めるものとする。

- (1) 委託を受けて申出を行う場合は，委託を受けた旨を証する書類
- (2) 利用目的以外に閲覧事項を使用しない旨及びその他市長が必要と認める事項を記載した誓約書
- (3) 申出者と閲覧者が異なる場合は，申出者と閲覧者の関係がわかる書類
- (4) 申出者が法人の場合は，法人登記簿の謄本又は登記事項証明

書，個人情報保護に関する資料

(5) その他，利用目的の真実性を確認するために必要な資料

4 閲覧の審査

市長は閲覧の請求書又は申出書を受け付けたときは，その内容について審査を行い，閲覧の可否を請求者又は申出者に通知する。

5 閲覧の拒否

市長は次の各号の一に該当する場合は，閲覧を拒否するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が請求する場合で，法第11条第2項に規定する事項を明らかにしないとき。

(2) 個人又は法人が申出を行う場合で，法第11条の2第1項各号に定める事項に該当しないとき又は同条第2項に規定する事項を明らかにしないとき。

(3) 事務に支障があるとき又は係員の指示に従わないとき。

(4) 手数料を支払わないとき。

(5) その他，市長が拒むに足りる相当な理由があるとき。

6 特別の事情による居住関係の確認として市長が定めるもの

法第11条の2第1項第3号の規定による居住関係の確認として市長が定めるものは，次のとおりとする。

(1) 訴訟を提起する際に相手方の居住を確認する場合

(2) 自己の住所地又は所有地に第三者が住所を設定していないかを確認するため等特段の事情がある場合

(3) その他，市長が認める場合

7 閲覧時間

閲覧時間は，次に掲げる時間とする。

(1) 午前9時から正午まで

(2) 午後1時から午後4時まで

8 閲覧の制限

閲覧は，1団体につき1人とし，閲覧の回数は，前項に規定する各時間帯をそれぞれ1回とし，1団体につき1か月4回以内とする。ただし，市長が特に必要と認める場合は，この限りでない。

9 閲覧者の本人確認

(1) 省令第2条第3項第1号に定める市長が適当と認める書類は，

- 事務処理要領第2-3-(2)-イ-(ア)に掲げる書類とする。
- (2) 省令第2条第3項第2号に定める市長が適当と認める書類は、事務処理要領第2-3-(2)-イ-(イ)に掲げる書類とする。

10 閲覧の方法

- (1) 閲覧者が、閲覧事項の筆記を希望するときは、住民基本台帳一覧表閲覧転記用紙（以下「転記用紙」という。）への転記を求めるものとし、名簿等の書類の持込みは認めないものとする。
- (2) 閲覧者が、閲覧を終了したときは、転記用紙に記載した内容を確認し、複写、保存するとともに、住民基本台帳一覧表閲覧手数料精算書の提出を求めるものとする。

11 閲覧手数料

住民基本台帳一覧表の閲覧手数料は、柏市手数料条例（平成12年柏市条例第6号）の定めるところによる。

12 住民基本台帳一覧表の作成等

住民基本台帳一覧表の作成は毎月の末日に行い、翌月の初日より閲覧に供することとする。

13 閲覧状況の公表

法第11条第3項及び第11条の2第12項に規定する閲覧状況の公表は、広報かしわ及び市のホームページに掲載して行うものとする。

14 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。